

横浜市ミニバスケットボール連盟所属
公認審判員 各位
帯同審判員 各位

横浜市ミニバスケットボール連盟
審判委員長 高橋哲平

セカンドユニフォームの運用について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、セカンドユニフォームの運用については令和2年7月18日に通知をしていますが、今後の運用については下記の通りとします。公認審判員及び帯同審判員の皆さまにおかれましては、内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

-記-

審判ウェア セカンドユニフォームについては「2020 バスケットボール競技規則」第8章45条45-6で規定されていますが、横浜市ミニバスケットボール連盟及び各地区連盟においては、以下のとおりとします。

1 着用について

セカンドユニフォームを着用する場合、横浜市ミニバスケットボール連盟では、以下のとおりとします。

(1) シャツ

従来の JBA 公認のシャツ もしくは セカンドユニフォームのシャツ いずれでも可能とします。シャツは入れて着用してください。

(2) ハーフパンツ

ハーフパンツについては、セカンドユニフォームのハーフパンツのみとします。黒色であっても、ほかのハーフパンツの着用は認めません。また、ハーフパンツの下に黒色であればロングタイツの着用は認めます。靴下は黒色のものに限りません。

(3) 時期

セカンドユニフォームの着用は、以下の場合に限り時期を問わず年間を通じて着用できることとします。

- ①各地区大会で認められる回戦まで（目安：トーナメントの準々決勝より前の回戦）
- ②市内リーグ戦

2 その他

(1) クルー同士での着用について

クルー同士で同一のウェアでなくても構いません。

(2) 同一日における着用について

同一日において、従来のユニフォームのクルー、セカンドユニフォームのクルーがあっても構いません

（例：第一試合のクルーはセカンドユニフォーム、第二試合のクルーは従来の公認ユニフォームであっても構いません）。